

職員の市内居住と住居手当についてお伺いいたします。

定住・転入促進策である子育てファミリー世帯住宅支援事業が来年度は減額され、廃止する方針が示されました。これは公開事業たな卸しの点検結果を踏まえての結果ではありますが廃止となると本市の定住を促進するための直接支給する補助金が全てなくなることから残念な気もいたします。定住・転入を促進するのは市民の方だけではなく、本市の職員にも市内に居住して頂き市内居住率の向上に力を入れていく必要性があります。市内居住率が高まれば災害対応のほか市民税も増えるなどの効果もでてまいります。平成26年 4月現在で職員3122人中、市内居住者は1587人とどまり率にすると約50, 8%で何とか過半数を維持するものの、まだまだ望ましい状態とはいえません。

①お伺いいたします。現在職員の市内居住率についての見解をお聞かせください。

②本市でも課題があるとして平成24年4月より市内に転入した職員を対象に住居手当を3年間に限って月1万円を加算するという制度を導入しています。制度を導入し3年程経過していますが、これまでこの制度を利用し何人の職員が市内に移りすんだのか？また、転入した方の内、持ち家と借家の割合をお聞かせください

③ご答弁では9割以上の方が借家ということですから大多数の職員が借家と言う事ですが、この状況で果たして定住化に繋がっているのか疑問を持ちますが、見解をお聞かせください。

④それでは、初年度から平成27年度3月現在までの約3年間でこの制度を利用した方で、市内から市外にまた再度転出された方はトータル何名おられますか？その要因も合わせてお答えください。

⑤平成21年度から24年度にかけて市内居住者に対しては住居手当6000円を支給しておりましたがこの時も全般的には効果がみられず、その結果を受けて、24年度より制度を改善し市内転入者に1万円の支給をされましたが、先ほどの答弁でもあるように制度を改善したにも関わらず定住化にはつながっていないとは言いがたい状況にあります。

これまでの取り組みの中で、ないが問題なのか？率直な、感想をお聞かせください。

⑥この住居手当は借家に住む方が大多数の為、定住化に繋がるかどうか未知数で今後も効果が期待できるかが不透明な事から、廃止を急ぐべきだと思いますがご答弁願います。

⑦一部新聞報道によるとの県内の主な職員の居住率は平成25年度で神戸市74.4%、西宮市55.0%、姫路市78.8%で本市職員の居住率と比較すると、低さが目立ちます。今後、この課題についてどう克服していくのか、居住率改善策についての考えをお聞かせください。

次に、ストーカーや配偶者間暴力(DV)の被害者の転居先を知られないようにする住民基本台帳の閲覧制限についてお伺いいたします。

次に学社連携推進事業についてお伺いいたします。

来年度の予算案では新規事業として学社連携推進事業の実施が予定されています。

事業の概要では子供達にとってより、豊かで有意義な土曜日を実現するため地域の協力を得て地域主体で子供達の土曜学習を支援するとされています。分科会でのご答弁では、地域の方にコーディネーターになっていただいて小学校でモデル的に取り組む3校を予定し、理想としては、いずれ全校実施したいと述べておられます。場所については地域の会館や公民館、希望すれば、学校も開放をして使用できるとしています。これまで、学校は閉鎖的ともいえこの事業で、地域の方々の理解と協力を得て、地域ぐるみで子供に関わることができれば、子供達にとっても有意義な土曜日が過ごせ、その結果、人との交わりの中で、道徳的な感性も育まれていくと思います。今後この事業が前進的に発展していく様に期待をしています。

①分科会では、子供達の土曜日の過ごし方について、課題があるのご答弁でしたが本市の子供たちがテレビやDVDを見たりゲーム等している割合や有意義に過ごせていない実態についてどの様に捉えているのか見解をお聞かせください。

②学社連携推進事業は学校と地域社会の連携事業ですが、事業自体は教育委員会が主導で行うようですが地域の状況は様々です。全校実施を目指すなら地域の実情を把握する関係部局や民間団体の連携も重要となります。市全体で取り組む姿勢が必要でそうでなければ全校実施が出来るのかは未知数ともいえます。事業はスタートいたしますが、今後、全学校実施に向け、庁内での調整や連携はどの様に図られるのでしょうかお聞きいたします。

③文科省では土曜授業を行なう公立校への補助制度を設けています。土曜日の教育活動推進プロジェクト事業ですがこの事業では学校・家庭・地域の三者が連携することで対象校には補助制度を活用する事ができます。学社連携推進事業で学校において行う学習については今後、整合すれば国の補助対象になるのではないのでしょうか？また今後、補助制度活用についての見解をお聞かせください。

④先ほど、道德問題について話しましたが、学社連携事業は道德心を高める上でも有意義な事業にすべきだと思います。何故なら、道德は学校の授業だけでは身に付くとは限りません。むしろ、地域と学校の連携、子供と地域の方々との様々な交流や人間関係を通しその機会が多い程、育まれていくと考えます。地域での交わりや絆が道德心を高めるとは思いますがお所見をお聞かせください。

⑤最近では地域でのコミュニティーが希薄になったとの指摘があります。私はこの地域社会の再生と同時に、道德を考えるべきだと思います。よく親子は縦の関係、先輩後輩も縦の関係、友達は横の関係、お兄さん、お姉さん、おじいさん、おばあさん等地域の方は斜めの関係と言われます。この斜めの関係が重要だと思います。地域社会を学校に向かわせて地域社会の再生と同時に道德を捉えるべきと考えますがご所見をお聞かせください。

土曜授業についてお伺いいたします。

土曜授業は、ゆとり教育を基本に2002年から完全学校週5日制が実施されたことにより土曜日は文科省令により休業日になりました。平成25年度の臨時国会で学校教育法施行規則が改正されこの改正により、現在では、各自治体の主体的な判断で土曜授業が実施する事ができます。文科省では全国の公立学校での実施を目指すとし、月1回以上行えば補助金を措置するなど後押しをしています。全国的には徐々にではありますが広がりを見せ、鹿児島県教育委員会でも県内すべての公立小中学校で月1度程度、午前中の土曜授業を導入する方針を打ち出し、各市町村の各教育委員会もおおむね賛同し来年度から実施する見通しとなっています。鹿児島県での実施に至った背景には、全国学力テストの結果が低迷している事を受けての様ですが、土曜授業では習熟度に応じた個別指導や外部人材を活用した体見学習も行われるようです。実施する上でどうしても出てくるのが教員の過渡な負担ですがその点については勤務規則を改正し、夏・冬休みに振替休日を取りやすくする等の調整し課題を解決することで勤務負担の増加を防いでいます。私はこれまでより質の高い授業の実施の為、本市の土曜授業実施についても何度か質してまいりましたが教育長の答弁では教員の勤務や子供達の習いごと等の問題を理由に現段階では困難との考えを示され、教育委員会の主体性が感じられないご答弁でありました。

①全国的にみると諸問題を克服し、実施する自治体が徐々に増えてきています。子供達の土曜の過ごし方、教員の問題等かかえる事情は何処も、同じとも言えますがでは本市とは一体何が違うのか、お聞かせください。

②手続きと決定権についてお聞きいたします。現行制度では、学校の先生は県の職員ですが、土曜授業を行う上での決定権は県教育委員会にあるのかそれとも本市教育委員会にあるのか？また、実施すると仮定した場合、県教育委員会との関係や学校職員の調整等、どの様に行なわれるのかお答えください。

③続いて教職員組合についてもお伺いいたしますが、実施にするにおいては教職員組合との調整は必要なのか？また、必ずしも合意が必要なのかお聞かせください。

④来年度の4月から教育委員会制度が見直され、首長の権限や責任が強化されることとなります。しかし教育委員会は執行機関としての権限が残されること

から教育の中立性、安定性、継続性については担保されています。総合教育会議では首長と新教育長、教委らの合議体であります。この土曜授業をテーマに話されると仮定した場合、執行機関の教育委員会と首長のどちらに最終的な判断を下す、権限があるのかお聞かせください。

⑤市長は都市の体質転換を掲げ、現役世代の定住・転入の促進に力を入れておられます。現役世代に魅力ある街の実現のためには学力問題も課題にされていますが土曜授業は小中公立校の全生徒を対象にいた一斉授業や、習い事が定着していない時間のある子供だけを対象にすることも可能です。学力問題でも既に実施している他市の事例からも学力向上にも成果が出ています。また、知恵と工夫で子供が好奇心を持てる授業も可能でその実現が教育を通じた街の魅力に繋がるとも言えます。市長にお伺いいたします。教育委員会制度の見直しで市長の権限も増しますが、市長のビジョンをより土曜授業に活かせると思いますがお伺いいたします。

道徳問題についてお伺いいたします。

①道徳教育の充実を図るため、現在では正式な教科ではない道徳の時間を2018年には正式な教科として格上げし、実施される見通しとなっています。教科となれば専門の先生がいる、教科書がある、評価をする事になりますが、道徳は他の教科と同じように5段階の評価は難しく担任の先生が教えることから「特別な教科」として位置づけられています。

これは安倍政権の教育改革の中で、意欲を示してきた道徳教育の強化が実現するとも言えます。一方、メディアの反応は様々です。教科化の意義は多きとする産経・読売新聞、一方、価値観の押しつけに繋がる等、批判的な朝日・毎日新聞。4大新聞の社説でも意見が分かれています。本市教育委員会においては道徳の教科化については意義を感じていると思いますが、新聞等に見られるメディアの反応をどの様に捉えているのかお聞かせください。

②現在も道徳の授業は行われていますが、教員の指導力についてお聞きいたします。

下村文部科学大臣があるテレビ番組に出演されていて道徳の教科化について話しておられました。要約すると、授業を行なう上でこれまでのように、教員が一方的に道徳の価値観を教えるのではなく、子供達が自ら考える力を育ていきたい、道徳とは何か、人によって、考え方感じ方が違うのでそれを議論する事によって道徳的感性、感覚を養いたい。具体的にはいじめ問題であれば何故それがいけないのか子供同士がディベート(討論)をしてもらって考えを深め

てほしい。教員が教えるだけの知識だけでは身に付きませんからと語り、また道徳教育と言うと何か戦前の国家主義、全体主義的なイメージを持たれる方がいますがそうではありません。とも語っておられました。道徳の授業は先生の力量が問われますが、肝心の教員の指導力について現在の先生では、全体の1割ぐらいしか上手く教えられないでしょう。と大臣が指摘しているのも印象的でした。お伺いいたします。教育委員会は道徳教育における教員の指導力についてどの様にお考えかお聞かせください。

③道徳の教科化まで残りの期間は限られていますがどの様に教員の指導力を向上させていくのかお聞かせください

④道徳の教材、私たちの道徳についてお伺いいたします。

文科省では昨年度、道徳教材として現在配布している「心のノート」を全面改訂し私たちの道徳を作成しています。心のノートよりページ数1.5倍に増やし、中身としては元プロ野球選手の松井秀喜さんやノーベル賞受賞者の山中京都大学教授など、人物の生き方に関する読み物や名言・格言など多く掲載し、いじめ防止に関する題材も含んでいます。下村大臣によると心のノートより10倍良くした評価しておられました。文科省では同教材の作成や印刷・発送に約10億円の税金を投入し文科省から全国の公立小中学校を対象に約1000万冊直接、発送しています。ところが多くの学校側が児童・生徒一人一人に配られず家に持ち帰らせていない等、表面化しその対応のまずさで、国会でも問題視されていました。道徳教育については現場でも否定的・消極的な人もいるという事の表れだと言えます。この件で文科省では再三徹底するよう3度にわたり各都道府県教育委員会に通知を出しています。その内容についてご説明ください。

⑤本市の小中公立校はどの様な状況でしょうかお聞かせください。

⑥小・中学校では、今後この教材をどの様に活用されていくのでしょうか？道徳の授業のみならず、各教科、特別な活動など様々な場面で活用が可能だと考えますがご所見をお聞かせください。

⑦これまで一年間活用されていますが、教員等の評価は如何でしょうか？

制度を利用されている、職員がこの先、3年間限定の期間を終えても市内に定住して頂けるのか？借家であっても住み続けていただけたらいいのですが、では今後も職員がそういう意識でおられるという事の理解でいいのですね。ご答弁願います。

もしこの制度が事業たな卸しに係れば廃止の判定になる可能性があるのではないのでしょうか？

色々ご事情があつてのことだろうと思いますが 人の方については定住化に現時点ではつながらなかったと言えらると思います。例えご事情がなかったとしても転出が出来るのであればやはり不透明な制度だと言わざるを得ません。

維新の会の長崎ひろちかでございます。会派を代表いたしまして長崎と楠村信二が平成27年度予算案に対し総括質疑を行ってまいります。先輩・同僚におかれましては長時間にわたりお疲れの事とは存じますが、しばらくの間ご清聴、賜りますようお願い致します。